

収 支 報 告 書

令和8年4月22日

堺市議会議長 西田 浩延 様

議員氏名

野里文盛

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和7年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	3,224,000	@273000円 × 8ヶ月 = 2,184,000 円
2 その他		260000 × 4か月 = 1040000
収入合計	3,224,000	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	57,927	57,927	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	106,331	106,331	
広 報 ・ 広 聴 費	265,556	265,556	
人 件 費	1,440,000	1,440,000	
事 務 ・ 事 務 所 費	957,147	957,147	
支 出 合 計	2,826,961	2,826,961	

様式第14号（第7条関係）

令和7年度 事業実施報告書 自由民主党堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名野里文盛

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
<資料購入費> 市政に関する新聞の 購入	4/1～3/31	市政に関する調査研究を行う為、 新聞の購入を行った。
<広報・広聴費> 市政に関する意見の 聴取	4/1～3/31	幅広く市民から市政に関する意見の聴取を行 った。
<人件費> 事務員の雇用	4/1～3/31	市政に関する調査研究を行う為、事務員を雇 用した。
<事務・事務所費> 事務所の設置	4/1～3/31	市政に関する調査研究を行う為、東区日置荘 田中町に於いて事務所を設置し、維持、管理 等に関わる経費を支出した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 野里文盛

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.4.1	1		2,092	-2,092	事務所ガス代	⑨	
7.4.1	2		456	-2,548	事務所電気代	⑨	
7.4.1	3		1,136	-3,684	コピー用紙代、糊代	⑨	
7.4.1	4		6,450	-10,134	事務所通信費	⑨	
7.4.1	5		3,168	-13,302	ガソリン代	⑦	
7.4.3	6		13,411	-26,713	事務所コピー機リース代	⑨	
7.4.3	7		3,649	-30,362	来客用お茶代	⑨	
7.4.7	8		5,748	-36,110	ガソリン代	⑦	
7.4.7	9		4,487	-40,597	しんぶん赤旗一ヶ月分	⑥	
7.4.10		819,000		778,403	政務活動費4月～6月分		
7.4.10	10		7,812	770,591	スマホ代	⑨	
7.4.10	11		2,072	768,519	スマホ代分割分	⑨	
7.4.13	12		3,649	764,870	来客用お茶代	⑨	
7.4.13	13		3,313	761,557	ガソリン代	⑦	
7.4.17	14		176	761,381	フローリングシート・ワイパー	⑨	
7.4.20	15		7,022	754,359	事務所用扇風機	⑨	
7.4.21	16		4,000	750,359	ガソリン代	⑦	
7.4.21	17		4,778	745,581	ガソリン代	⑦	
7.4.23	18		2,633	742,948	来客用お茶、お水代	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 野里文盛

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.4.24	19		3,200	739,748	ガソリン代	⑦	
7.4.25	20		470	739,278	事務所電気代	⑨	
7.4.25	21		6,195	733,083	事務所通信費	⑨	
7.4.26	22		2,792	730,291	デスクライト	⑨	
7.4.28	23		38,544	691,747	車リース代	⑨	
7.4.28	24		4,800	686,947	読売新聞一ヶ月分	⑥	
7.4.28	25		3,280	683,667	ガソリン代	⑦	
7.4.30	26		4,487	679,180	しんぶん赤旗一ヶ月分	⑥	
7.4.30	27		120,000	559,180	人件費4月分	⑧	
月計							
累計		819,000	259,820	559,180			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 野里文盛

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.5.1	1		1,461	557,719	電話子機の電池	⑨	
7.5.1	2		2,033	555,686	事務所ガス代	⑨	
7.5.3	3		800	554,886	ガソリン代	⑦	
7.5.3	4		2,052	552,834	来客用お茶代	⑨	
7.5.3	5		255	552,579	来客用お茶代20を2本	⑨	
7.5.5	6		3,032	549,547	ガソリン代	⑦	
7.5.8	7		5,330	544,217	ガソリン代	⑦	
7.5.10	8		1,302	542,915	蛍光灯代	⑨	
7.5.10	9		704	542,211	合鍵作成代	⑨	
7.5.10	10		1,742	540,469	椅子代	⑨	
7.5.12	11		8,026	532,443	スマホ代	⑨	
7.5.12	12		2,072	530,371	スマホ代分割分	⑨	
7.5.12	13		4,784	525,587	パソコンのセキュリティ対策費	⑨	
7.5.13	14		2,861	522,726	来客用お茶とお水代	⑨	
7.5.13	15		657	522,069	事務所用虫よけ剤	⑨	
7.5.16	16		3,320	518,749	ガソリン代	⑦	
7.5.19	17		4,000	514,749	ガソリン代	⑦	
7.5.22	18		2,334	512,415	事務所コピー代	⑨	
7.5.23	19		4,105	508,310	来客用お茶代	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 野里文盛

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.5.23	20		2,960	505,350	ガソリン代	⑦	
7.5.23	21		492	504,858	事務所電気代	⑨	
7.5.23	22		6,536	498,322	事務所通信費	⑨	
7.5.27	23		38,544	459,778	車リース代	⑨	
7.5.27	24		5,032	454,746	ガソリン代	⑦	
7.5.28	25		4,487	450,259	しんぶん赤旗一ヶ月分	⑥	
7.5.30	26		4,800	445,459	読売新聞一ヶ月分	⑥	
7.5.31	27		120,000	325,459	人件費5月分	⑧	
月計			233,721				
累計		819,000	493,541	325,459			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 野里文盛

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.6.3	1		3,133	322,326	ガソリン代	⑦	
7.6.4	2		2,192	320,134	事務所ガス代	⑨	
7.6.10	3		2,072	318,062	スマホ代分割分	⑨	
7.6.10	4		7,556	310,506	スマホ代	⑨	
7.6.11	5		1,421	309,085	アースノーマット詰め替え、コーヒー詰め替え	⑨	
7.6.11	6		3,004	306,081	ガソリン代	⑦	
7.6.13	7		2,861	303,220	来客用お茶代とお水代	⑨	
7.6.13	8		996	302,224	ゴミ袋20リットル	⑨	
7.6.17	9		4,877	297,347	ガソリン代	⑦	
7.6.19	10		492	296,855	事務所電気代	⑨	
7.6.20	11		1,600	295,255	ガソリン代	⑦	
7.6.23	12		1,971	293,284	事務所コピー代	⑨	
7.6.23	13		808	292,476	来局用お水代	⑨	
7.6.24	14		3,064	289,412	ガソリン代	⑦	
7.6.24	15		461	288,951	クリプトン球、ボールペン替え芯	⑨	
7.6.26	16		6,420	282,531	事務所通信費	⑨	
7.6.27	17		38,544	243,987	車リース代	⑨	
7.6.30	18		4,487	239,500	しんぶん赤旗一ヶ月分	⑥	
7.6.30	19		7,099	232,401	プリンター用インク、キッチンハイター	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 野里文盛

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.6.30	20		120,000	112,401	人件費6月分	⑧	
月計			213,058				
累計		819,000	706,599	112,401			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 野里文盛

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.7.1	1		4,776	107,625	ガソリン代	⑦	
7.7.2	2		11,616	96,009	事務所電球3個	⑨	
7.7.2	3		472	95,537	事務所トイレ用消臭スプレー二本	⑨	
7.7.2	4		1,600	93,937	ガソリン代	⑦	
7.7.3	5		2,861	91,076	来客用お茶代	⑨	
7.7.4	6		4,800	86,276	読売新聞一ヶ月分	⑥	
7.7.7	7		2,400	83,876	ガソリン代	⑦	
7.7.10		819,000		902,876	政務活動7～9月分		
7.7.10	8		384	902,492	来客用お茶代	⑨	
7.7.10	9		8,134	894,358	スマホ代	⑨	
7.7.10	10		15,840	878,518	プリンター修理代	⑨	
7.7.11	11		4,432	874,086	ガソリン代	⑦	
7.7.11	12		2,516	871,570	ガソリン代	⑦	
7.7.14	13		4,105	867,465	来客用お茶代	⑨	
7.7.16	14		4,822	862,643	事務所用電気ケトル	⑨	
7.7.22	15		1,971	860,672	事務所コピー代	⑨	
7.7.23	16		808	859,864	来客用お水代	⑨	
7.7.23	17		3,084	856,780	インクリボン・油性ペン・ポリ袋	⑨	
7.7.24	18		4,132	852,648	ガソリン代	⑦	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 野里文盛

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.8.3	1		4,500	662,785	来客用お茶代	⑨	
7.8.8	2		4,969	657,816	ガソリン代	⑦	
7.8.12	3		8,943	648,873	スマホ代	⑨	
7.8.12	4		3,099	645,774	ガソリン代	⑦	
7.8.13	5		1,845	643,929	来客用お茶代来客用お茶代	⑨	
7.8.15	6		1,654	642,275	水道ホース	⑨	
7.8.15	7		8,000	634,275	ガソリン代	⑦	
7.8.20	8		4,495	629,780	ガソリン代	⑦	
7.8.22	9		1,971	627,809	事務所コピー代	⑨	
7.8.23	10		2,654	625,155	来客用お茶代	⑨	
7.8.27	11		468	624,687	電気代	⑨	
7.8.27	12		6,471	618,216	通信費	⑨	
7.8.27	13		38,544	579,672	車リース代	⑨	
7.8.28	14		4,487	575,185	しんぶん赤旗一ヶ月分	⑥	
7.8.29	15		4,800	570,385	読売新聞一ヶ月分	⑥	
7.8.29	16		120,000	450,385	人件費8月分	⑧	
7.8.31	17		4,524	445,861	ガソリン代	⑦	
月計			221,424				
累計		1,638,000	1,192,139	445,861			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 野里文盛

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.9.3	1		4,500	441,361	来客用お茶代	⑨	
7.9.3	2		3,424	437,937	ガソリン代	⑦	
7.9.4	3		3,686	434,251	事務所ガス代	⑨	
7.9.10	4		3,432	430,819	スマホ充電器代	⑨	
7.9.10	5		9,475	421,344	スマホ代	⑨	
7.9.11	6		3,412	417,932	ガソリン代	⑦	
7.9.13	7		4,919	413,013	ガソリン代	⑦	
7.9.14	8		4,400	408,613	事務所電灯点検、ランプ取り替え	⑨	
7.9.25	9		6,344	402,269	通信費	⑨	
7.9.25	10		463	401,806	電気代	⑨	
7.9.29	11		3,311	398,495	ガソリン代	⑦	
7.9.29	12		38,544	359,951	車リース代	⑨	
7.9.29	13		5,366	354,585	ガソリン代	⑦	
7.9.30	14		5,416	349,169	ガソリン代	⑦	
7.9.30	15		4,487	344,682	しんぶん赤旗一ヶ月分	⑥	
7.9.30	16		120,000	224,682	人件費9月分	⑧	
月計			221,179				
累計		1,638,000	1,413,318	224,682			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 野里文盛

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.10.3	1		2,012	222,670	ガソリン代	⑦	
7.10.6	2		272	222,398	来客用お茶代	⑨	
7.10.10		819,000		1,041,398	政務活動費10月～12月分		
7.10.10	3		1,817	1,039,581	事務所ガス代	⑨	
7.10.10	4		9,716	1,029,865	スマホ代	⑨	
7.10.11	5		2,772	1,027,093	ガソリン代	⑦	
7.10.13	6		4,914	1,022,179	来客用お茶とお水代	⑨	
7.10.14	7		5,340	1,016,839	ガソリン代	⑦	
7.10.16	8		5,756	1,011,083	事務所用フック・センサーライト・袋	⑨	
7.10.21	9		3,296	1,007,787	ガソリン代	⑦	
7.10.22	10		3,942	1,003,845	事務所コピー代	⑨	
7.10.23	11		5,144	998,701	事務所灯油代	⑨	
7.10.23	12		4,487	994,214	しんぶん赤旗一ヶ月分	⑥	
7.10.23	13		6,158	988,056	来客用お茶代	⑨	
7.10.24	14		468	987,588	事務所電気代	⑨	
7.10.24	15		6,232	981,356	事務所通信費	⑨	
7.10.27	16		38,544	942,812	車リース代	⑨	
7.10.28	17		1,868	940,944	事務所ガス代	⑨	
7.10.29	18		699	940,245	コピー用紙A42冊代	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 野里文盛

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.11.6	1		2,400	809,580	ガソリン代	⑦	
7.11.7	2		4,875	804,705	ガソリン代	⑦	
7.11.10	3		8,296	796,409	スマホ代	⑨	
7.11.12	4		2,400	794,009	ガソリン代	⑦	
7.11.13	5		6,158	787,851	来客用お茶代	⑨	
7.11.21	6		2,824	785,027	ガソリン代	⑦	
7.11.23	7		4,914	780,113	来客用お茶代とお水代	⑨	
7.11.24	8		4,756	775,357	ガソリン代	⑦	
7.11.25	9		1,971	773,386	事務所コピー代	⑨	
7.11.25	10		492	772,894	事務所電気代	⑨	
7.11.26	11		4,487	768,407	しんぶん赤旗一ヶ月分	⑥	
7.11.27	12		38,544	729,863	車リース代	⑨	
7.11.27	13		4,800	725,063	読売新聞一ヶ月分	⑥	
7.11.28	14		120,000	605,063	人件費11月分	⑧	
月計			206,917				
累計		2,457,000	1,851,937	605,063			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 野里文盛

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7.12.2	1		2,915	602,148	ガソリン代	⑦	
7.12.3	2		6,316	595,832	事務所通信費	⑨	
7.12.3	3		2,654	593,178	来客用お茶代とお水代	⑨	
7.12.5			13,000	580,178	政務活動費返納金		
7.12.10	4		2,512	577,666	ガソリン代	⑦	
7.12.10	5		7,744	569,922	スマホ代	⑨	
7.12.11	6		8,456	561,466	事務所灯油代	⑨	
7.12.12	7		4,959	556,507	ガソリン代	⑦	
7.12.12	8		2,840	553,667	事務所ドア前センサーライト、電球	⑨	
7.12.17	9		2,640	551,027	ガソリン代	⑦	
7.12.18	10		534	550,493	事務所電気代	⑨	
7.12.22	11		54,640	495,853	航空券、宿泊費	①	
7.12.22	12		1,971	493,882	事務所コピー代	⑨	
7.12.23	13		2,654	491,228	来客用お茶代とお水代	⑨	
7.12.24	14		2,400	488,828	ガソリン代	⑦	
7.12.25	15		6,582	482,246	事務所プリンター用インク代	⑨	
7.12.25	16		4,000	478,246	ガソリン代	⑦	
7.12.27	17		4,487	473,759	しんぶん赤旗一ヶ月分	⑥	
7.12.28	18		4,800	468,959	読売新聞一ヶ月分	⑥	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) ①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

自由民主党堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 野里文盛

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8.1.8	1		376	296,380	ボールペン替え芯	⑨	
8.1.9		780,000		1,076,380	政務活動費1~3月分		
8.1.11	2		2,446	1,073,934	蛍光灯代	⑨	
8.1.12	3		2,541	1,071,393	ガソリン代	⑦	
8.1.13	4		4,500	1,066,893	来客用お茶代・お水代	⑨	
8.1.13	5		7,076	1,059,817	スマホ代	⑨	
8.1.14	6		4,239	1,055,578	ガソリン代	⑦	
8.1.19	7		1,592	1,053,986	視察先でのレンタカー代	①	
8.1.20	8		1,200	1,052,786	視察先でのレンタカー代	①	
8.1.20	9		261	1,052,525	視察先でのレンタカーのガソリン代	①	
8.1.20	10		234	1,052,291	視察先でのレンタカーのガソリン代	①	
8.1.21	11		2,358	1,049,933	事務所のFAXインクリボン代	⑨	
8.1.22	12		1,971	1,047,962	事務所コピー代	⑨	
8.1.22	13		1,918	1,046,044	事務所の蛍光灯代	⑨	
8.1.22	14		2,400	1,043,644	ガソリン代	⑦	
8.1.23	15		4,487	1,039,157	しんぶん赤旗一ヶ月分	⑥	
8.1.23	16		3,691	1,035,466	来客用お茶代	⑨	
8.1.23	17		8,456	1,027,010	事務所の灯油代	⑨	
8.1.24	18		1,253	1,025,757	ハンコスタンプ台・朱肉の油	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

自由民主党堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 野里文盛

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
8.1.27	19		38,544	987,213	車リース代	⑨	
8.1.27	20		6,380	980,833	事務所通信費	⑨	
8.1.27	21		4,364	976,469	事務所蛍光灯2本分	⑨	
8.1.27	22		534	975,935	事務所電気代	⑨	
8.1.29	23		2,808	973,127	ガソリン代	⑦	
8.1.29	24		4,453	968,674	ガソリン代	⑦	
8.1.29	25		4,344	964,330	事務所ガス代	⑨	
8.1.30	26		120,000	844,330	人件費1月分	⑧	
8.1.30	27		4,800	839,530	読売新聞一ヶ月分	⑥	
月計		780,000	237,226				
累計		3,237,000	2,397,470	839,530			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

自由民主党堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 野里文盛

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8.2.3	1		4,166	835,364	来客用お茶とお水代	⑨	
8.2.6	2		1,223	834,141	来客用お茶とココア	⑨	
8.2.6	3		2,493	831,648	ガソリン代	⑦	
8.2.10	4		7,715	823,933	スマホ代	⑨	
8.2.13	5		2,400	821,533	ガソリン代	⑦	
8.2.14	6		4,631	816,902	ガソリン代	⑦	
8.2.18	7		352	816,550	ペン2本、封筒、便箋	⑨	
8.2.19	8		9,376	807,174	事務所灯油代	⑨	
8.2.19	9		2,560	804,614	ガソリン代	⑦	
8.2.24	10		1,971	802,643	事務所コピー代	⑨	
8.2.26	11		437	802,206	事務所電気代	⑨	
8.2.26	12		4,487	797,719	しんぶん赤旗一ヶ月分	⑥	
8.2.26	13		6,342	791,377	事務所通信費	⑨	
8.2.27	14		4,800	786,577	読売新聞一ヶ月分	⑥	
8.2.27	15		38,544	748,033	車リース代	⑨	
8.2.27	16		120,000	628,033	人件費2月分	⑧	
8.2.28	17		2,632	625,401	ガソリン代	⑦	
月計			214,129				
累計		3,237,000	2,611,599	625,401			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

自由民主党堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 野里文盛

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8.3.2	1		862	624,539	補修テープ	⑨	
8.3.3	2		4,500	620,039	来客用お茶とお水代	⑨	
8.3.4	3		2,800	617,239	ガソリン代	⑦	
8.3.4	4		2,400	614,839	ガソリン代	⑦	
8.3.9	5		2,281	612,558	事務所ガス代	⑨	
8.3.10	6		9,688	602,870	スマホ代	⑨	
8.3.12	7		4,824	598,046	ガソリン代	⑦	
8.3.14	8		800	597,246	ガソリン代	⑦	
8.3.18	9		3,553	593,693	ガソリン代	⑦	
8.3.23	10		2,408	591,285	事務所コピー代	⑨	
8.3.23	11		3,048	588,237	来客用お茶とお水代	⑨	
8.3.25	12		2,400	585,837	ガソリン代	⑦	
8.3.25	13		2,880	582,957	ガソリン代	⑦	
8.3.26	14		5,253	577,704	ガソリン代	⑦	
8.3.26	15		1,918	575,786	事務所蛍光灯	⑨	
8.3.26	16		6,497	569,289	事務所通信費	⑨	
8.3.26	17		437	568,852	事務所電気代	⑨	
8.3.27	18		38,544	530,308	車リース代	⑨	
8.3.27	19		8,782	521,526	事務所用椅子代	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

自由民主党堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 野里文盛

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8.3.30	20		4,487	517,039	しんぶん赤旗一ヶ月分	⑥	
8.3.30	21		120,000	397,039	人件費3月分	⑧	
月計			228,362				
累計		3,237,000	2,839,961	397,039			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

自由民主党堺市議会議員団
野里文盛

会派の名称・議員氏名

ふりがな	[Redacted]	
被雇用者の氏名	[Redacted]	
生年月日	[Redacted]	
住所	〒 [Redacted] 堺市 [Redacted]	
雇用期間(雇用開始日)	R7 年 4 月 1 日 ~ R8 年 3 月 31 日	
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)	
勤務時間数	時間 / 週 (1日 5 時間 × 4~5日 / 週)	
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	15万 円
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input checked="" type="checkbox"/> (私的)活動	
按分	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 17 時間 (週勤務時間数) 20 時間	80 %
	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。	
備考		


※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1/2
政務活動+後援会活動+政党活動	1/3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	堺市 XXXXXXXXXX	TEL XXXXXXXXXX
下記の条件で契約します。		
雇用期間	R7 年 4 月 1 日から R8 年 3 月 31 日まで	
就業場所	堺市東区日置荘田中町288番地 野里文盛事務所	
仕事内容	政務活動に関わる補助及び関係書類の作成等	
就業時間 (休憩時間)	④前・午後 9 時 00 分から 午前・午⑤後 3 時 00 分まで (12 時から 13 時)	
休 日	基本的に土日祝 年未年始	
給与 (賃金)	月額 15 万	
給与支払	毎月 25 日締め切り、月末支払い	
給与振込先	現金払い	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="float: right; margin-top: 20px;"> R7年4月1日 </div> <div style="margin-top: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> 雇用者 野里文盛 </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <div style="margin-top: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> 被雇用者 </div> </div>		

雇用状況報告書

自由民主党堺市議会議員団
野里文盛

会派の名称・議員氏名

ふりがな	[Redacted]	
被雇用者の氏名	[Redacted]	
生年月日	[Redacted]	
住所	〒 [Redacted] 堺市 [Redacted]	
雇用期間 (雇用開始日)	令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日	
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)	
勤務時間数	時間 / 週 (1日 5時間 × 4.5日 / 週)	
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	15万円
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input checked="" type="checkbox"/> 私人的活動	
按分	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定	(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 17時間
	80%	(週勤務時間数) 20時間
議員との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。	
備考		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1/2
政務活動+後援会活動+政党活動	1/3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	現 [redacted]	TEL [redacted]

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
就業場所	堺市東区白置荘田中町288番地 野里文盛事務所
仕事内容	政務活動に関わる補助及び関係書類の作成等
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時00分から 午前・午後 3時00分まで (12:00 - 13:00)
休 日	基本的に土、日、祝、年末年始
給与(賃金)	月額 15万円
給与支払	毎月25日締め切り、月末支払い
給与振込先	現金払い

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和8年4月1日

雇用者

野里文盛



被雇用者




出勤簿 (R7年 4月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	火	:	:	:	:	
2日	水	9:00	15:00	5:00	:	
3日	木	:	:	:	:	
4日	金	9:00	15:00	5:00	:	
5日	土	9:00	15:00	5:00	:	
6日	日	:	:	:	:	
7日	月	9:00	15:00	5:00	:	
8日	火	:	:	:	:	
9日	水	9:00	15:00	5:00	:	
10日	木	:	:	:	:	
11日	金	9:00	15:00	5:00	:	
12日	土	:	:	:	:	
13日	日	:	:	:	:	
14日	月	9:00	15:00	5:00	:	
15日	火	:	:	:	:	
16日	水	9:00	15:00	5:00	:	
17日	木	:	:	:	:	
18日	金	9:00	15:00	5:00	:	
19日	土	9:00	15:00	5:00	:	
20日	日	:	:	:	:	
21日	月	9:00	15:00	5:00	:	
22日	火	:	:	:	:	
23日	水	9:00	15:00	5:00	:	
24日	木	:	:	:	:	
25日	金	9:00	15:00	5:00	:	
26日	土	9:00	15:00	5:00	:	
27日	日	:	:	:	:	
28日	月	9:00	15:00	5:00	:	
29日	火	:	:	:	:	
30日	水	9:00	15:00	5:00	:	
31日		:	:	:	:	
			合計	80:	:	
			出勤日数	16	日	

雇用者確認欄
(署名又は押印)




出勤簿 (R7年 5月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	木	:	:	:	:	
2日	金	9:00	15:00	5:00	:	
3日	土	:	:	:	:	
4日	日	:	:	:	:	
5日	月	:	:	:	:	
6日	火	:	:	:	:	
7日	水	9:00	15:00	5:00	:	
8日	木	:	:	:	:	
9日	金	9:00	15:00	5:00	:	
10日	土	9:00	15:00	5:00	:	
11日	日	:	:	:	:	
12日	月	9:00	15:00	5:00	:	
13日	火	:	:	:	:	
14日	水	9:00	15:00	5:00	:	
15日	木	:	:	:	:	
16日	金	9:00	15:00	5:00	:	
17日	土	9:00	15:00	5:00	:	
18日	日	:	:	:	:	
19日	月	9:00	15:00	5:00	:	
20日	火	:	:	:	:	
21日	水	9:00	15:00	5:00	:	
22日	木	:	:	:	:	
23日	金	9:00	15:00	5:00	:	
24日	土	9:00	15:00	5:00	:	
25日	日	:	:	:	:	
26日	月	9:00	15:00	5:00	:	
27日	火	:	:	:	:	
28日	水	9:00	15:00	5:00	:	
29日	木	:	:	:	:	
30日	金	9:00	15:00	5:00	:	
31日	土	9:00	15:00	5:00	:	
合計				80:	:	
出勤日数				16日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)


XXXXXXXXXX

出勤簿(27年 6月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	日	:	:	:	:	
2日	月	9:00	15:00	5:00	:	
3日	火	:	:	:	:	
4日	水	9:00	15:00	5:00	:	
5日	木	:	:	:	:	
6日	金	9:00	15:00	5:00	:	
7日	土	9:00	15:00	5:00	:	
8日	日	:	:	:	:	
9日	月	9:00	15:00	5:00	:	
10日	火	:	:	:	:	
11日	水	9:00	15:00	5:00	:	
12日	木	:	:	:	:	
13日	金	9:00	15:00	5:00	:	
14日	土	:	:	:	:	
15日	日	:	:	:	:	
16日	月	9:00	15:00	5:00	:	
17日	火	:	:	:	:	
18日	水	9:00	15:00	5:00	:	
19日	木	:	:	:	:	
20日	金	9:00	15:00	5:00	:	
21日	土	9:00	15:00	5:00	:	
22日	日	:	:	:	:	
23日	月	9:00	15:00	5:00	:	
24日	火	:	:	:	:	
25日	水	9:00	15:00	5:00	:	
26日	木	:	:	:	:	
27日	金	9:00	15:00	5:00	:	
28日	土	9:00	15:00	5:00	:	
29日	日	:	:	:	:	
30日	月	9:00	15:00	5:00	:	
31日		:	:	:	:	
			合計	80:	:	
			出勤日数	16日	:	

雇用者確認欄
(署名又は押印)

野

出勤簿 (R7年 7月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	火	:	:	:	:	
2日	水	9:00	15:00	5:00	:	
3日	木	:	:	:	:	
4日	金	9:00	15:00	5:00	:	
5日	土	9:00	15:00	5:00	:	
6日	日	:	:	:	:	
7日	月	9:00	15:00	5:00	:	
8日	火	:	:	:	:	
9日	水	9:00	15:00	5:00	:	
10日	木	:	:	:	:	
11日	金	9:00	15:00	5:00	:	
12日	土	:	:	:	:	
13日	日	:	:	:	:	
14日	月	9:00	15:00	5:00	:	
15日	火	:	:	:	:	
16日	水	9:00	15:00	5:00	:	
17日	木	:	:	:	:	
18日	金	9:00	15:00	5:00	:	
19日	土	9:00	15:00	5:00	:	
20日	日	:	:	:	:	
21日	月	:	:	:	:	
22日	火	9:00	15:00	5:00	:	
23日	水	9:00	15:00	5:00	:	
24日	木	:	:	:	:	
25日	金	9:00	15:00	5:00	:	
26日	土	9:00	15:00	5:00	:	
27日	日	:	:	:	:	
28日	月	9:00	15:00	5:00	:	
29日	火	:	:	:	:	
30日	水	9:00	15:00	5:00	:	
31日	木	:	:	:	:	
合計				80:	:	
出勤日数					16日	

雇用者確認欄
(署名又は押印)




出勤簿 (R7年 8月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	金	9:00	15:00	5:00	:	
2日	土	9:00	15:00	5:00	:	
3日	日	:	:	:	:	
4日	月	9:00	15:00	5:00	:	
5日	火	:	:	:	:	
6日	水	9:00	15:00	5:00	:	
7日	木	:	:	:	:	
8日	金	9:00	15:00	5:00	:	
9日	土	9:00	15:00	5:00	:	
10日	日	:	:	:	:	
X 11日	月	:	:	:	:	
12日	火	9:00	15:00	5:00	:	
13日	水	9:00	15:00	5:00	:	
X 14日	木	:	:	:	:	
X 15日	金	:	:	:	:	
X 16日	土	:	:	:	:	
17日	日	:	:	:	:	
18日	月	9:00	15:00	5:00	:	
19日	火	:	:	:	:	
20日	水	9:00	15:00	5:00	:	
21日	木	:	:	:	:	
22日	金	9:00	15:00	5:00	:	
23日	土	9:00	15:00	5:00	:	
24日	日	:	:	:	:	
25日	月	9:00	15:00	5:00	:	
26日	火	:	:	:	:	
27日	水	9:00	15:00	5:00	:	
28日	木	:	:	:	:	
29日	金	9:00	15:00	5:00	:	
30日	土	9:00	15:00	5:00	:	
31日	日	:	:	:	:	
合計				80:	:	
出勤日数				16	日	

雇用者確認欄
(署名又は押印)



XXXXXXXXXX

出勤簿 (27年 9月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	月	9:00	15:00	5:00	:	
2日	火	:	:	:	:	
3日	水	9:00	15:00	5:00	:	
4日	木	:	:	:	:	
5日	金	9:00	15:00	5:00	:	
6日	土	9:00	15:00	5:00	:	
7日	日	:	:	:	:	
8日	月	9:00	15:00	5:00	:	
9日	火	:	:	:	:	
10日	水	9:00	15:00	5:00	:	
11日	木	:	:	:	:	
12日	金	9:00	15:00	5:00	:	
13日	土	9:00	15:00	5:00	:	
14日	日	:	:	:	:	
15日	月	:	:	:	:	
16日	火	9:00	15:00	5:00	:	
17日	水	9:00	15:00	5:00	:	
18日	木	:	:	:	:	
19日	金	9:00	15:00	5:00	:	
20日	土	9:00	15:00	5:00	:	
21日	日	:	:	:	:	
22日	月	9:00	15:00	5:00	:	
23日	火	:	:	:	:	
24日	水	9:00	15:00	5:00	:	
25日	木	:	:	:	:	
26日	金	9:00	15:00	5:00	:	
27日	土	:	:	:	:	
28日	日	:	:	:	:	
29日	月	9:00	15:00	5:00	:	
30日	火	:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
合計				80	:	
出勤日数					16	日

雇用者確認欄
(署名又は押印)



XXXXXXXXXX

出勤簿 (R7年 10月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	水	9:00	15:00	5:00	:	
2日	木	:	:	:	:	
3日	金	9:00	15:00	5:00	:	
4日	土	9:00	15:00	5:00	:	
5日	日	:	:	:	:	
6日	月	9:00	15:00	5:00	:	
7日	火	:	:	:	:	
8日	水	9:00	15:00	5:00	:	
9日	木	:	:	:	:	
10日	金	9:00	15:00	5:00	:	
11日	土	9:00	15:00	5:00	:	
12日	日	:	:	:	:	
13日	月	:	:	:	:	
14日	火	9:00	15:00	5:00	:	
15日	水	9:00	15:00	5:00	:	
16日	木	:	:	:	:	
17日	金	9:00	15:00	5:00	:	
18日	土	:	:	:	:	
19日	日	:	:	:	:	
20日	月	9:00	15:00	5:00	:	
21日	火	:	:	:	:	
22日	水	9:00	15:00	5:00	:	
23日	木	:	:	:	:	
24日	金	9:00	15:00	5:00	:	
25日	土	:	:	:	:	
26日	日	:	:	:	:	
27日	月	9:00	15:00	5:00	:	
28日	火	:	:	:	:	
29日	水	9:00	15:00	5:00	:	
30日	木	:	:	:	:	
31日	金	9:00	15:00	5:00	:	
合計				80:	:	
出勤日数				16日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)



出勤簿 (R7年 11 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	土	9:00	15:00	5:00	:	
2日	日	:	:	:	:	
X 3日	月	:	:	:	:	
4日	火	9:00	15:00	5:00	:	
5日	水	9:00	15:00	5:00	:	
6日	木	:	:	:	:	
7日	金	9:00	15:00	5:00	:	
8日	土	:	:	:	:	
9日	日	:	:	:	:	
10日	月	9:00	15:00	5:00	:	
11日	火	:	:	:	:	
12日	水	9:00	15:00	5:00	:	
13日	木	:	:	:	:	
14日	金	9:00	15:00	5:00	:	
15日	土	9:00	15:00	5:00	:	
16日	日	:	:	:	:	
17日	月	9:00	15:00	5:00	:	
18日	火	:	:	:	:	
19日	水	9:00	15:00	5:00	:	
20日	木	:	:	:	:	
21日	金	9:00	15:00	5:00	:	
22日	土	9:00	15:00	5:00	:	
23日	日	:	:	:	:	
X 24日	月	:	:	:	:	
25日	火	9:00	15:00	5:00	:	
26日	水	9:00	15:00	5:00	:	
27日	木	:	:	:	:	
28日	金	9:00	15:00	5:00	:	
29日	土	9:00	15:00	5:00	:	
30日	日	:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
合計				80:	:	
出勤日数				16	日	

雇用者確認欄
(署名又は押印)



出勤簿 (R7年 12月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	月	9:00	15:00	5:00	:	
2日	火	:	:	:	:	
3日	水	9:00	15:00	5:00	:	
4日	木	:	:	:	:	
5日	金	9:00	15:00	5:00	:	
6日	土	9:00	15:00	5:00	:	
7日	日	:	:	:	:	
8日	月	9:00	15:00	5:00	:	
9日	火	:	:	:	:	
10日	水	9:00	15:00	5:00	:	
11日	木	:	:	:	:	
12日	金	9:00	15:00	5:00	:	
13日	土	:	:	:	:	
14日	日	:	:	:	:	
15日	月	9:00	15:00	5:00	:	
16日	火	:	:	:	:	
17日	水	9:00	15:00	5:00	:	
18日	木	:	:	:	:	
19日	金	9:00	15:00	5:00	:	
20日	土	9:00	15:00	5:00	:	
21日	日	:	:	:	:	
22日	月	9:00	15:00	5:00	:	
23日	火	:	:	:	:	
24日	水	9:00	15:00	5:00	:	
25日	木	:	:	:	:	
26日	金	9:00	15:00	5:00	:	
27日	土	9:00	15:00	5:00	:	
28日	日	:	:	:	:	
29日	月	9:00	15:00	5:00	:	
30日	火	:	:	:	:	
31日	水	:	:	:	:	
合計				80:	:	
出勤日数				16	日	

雇用者確認欄
(署名又は押印)

出勤簿 (R8年 1月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	木	:	:	:	:	
2日	金	:	:	:	:	
3日	土	:	:	:	:	
4日	日	:	:	:	:	
5日	月	9:00	15:00	5:00	:	
6日	火	:	:	:	:	
7日	水	9:00	15:00	5:00	:	
8日	木	:	:	:	:	
9日	金	9:00	15:00	5:00	:	
10日	土	9:00	15:00	5:00	:	
11日	日	:	:	:	:	
12日	月	:	:	:	:	
13日	火	9:00	15:00	5:00	:	
14日	水	9:00	15:00	5:00	:	
15日	木	:	:	:	:	
16日	金	9:00	15:00	5:00	:	
17日	土	9:00	15:00	5:00	:	
18日	日	:	:	:	:	
19日	月	9:00	15:00	5:00	:	
20日	火	:	:	:	:	
21日	水	9:00	15:00	5:00	:	
22日	木	:	:	:	:	
23日	金	9:00	15:00	5:00	:	
24日	土	9:00	15:00	5:00	:	
25日	日	:	:	:	:	
26日	月	9:00	15:00	5:00	:	
27日	火	:	:	:	:	
28日	水	9:00	15:00	5:00	:	
29日	木	:	:	:	:	
30日	金	9:00	15:00	5:00	:	
31日	土	9:00	15:00	5:00	:	
合計				80:	:	
出勤日数				16日		


雇用者確認欄
(署名又は押印)

出勤簿 (R8年 2月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	日	:	:	:	:	
2日	月	9:00	15:00	5:00	:	
3日	火	:	:	:	:	
4日	水	9:00	15:00	5:00	:	
5日	木	:	:	:	:	
6日	金	9:00	15:00	5:00	:	
7日	土	9:00	15:00	5:00	:	
8日	日	:	:	:	:	
9日	月	9:00	15:00	5:00	:	
10日	火	:	:	:	:	
11日	水	:	:	:	:	
12日	木	9:00	15:00	5:00	:	
13日	金	9:00	15:00	5:00	:	
14日	土	9:00	15:00	5:00	:	
15日	日	:	:	:	:	
16日	月	9:00	15:00	5:00	:	
17日	火	:	:	:	:	
18日	水	9:00	15:00	5:00	:	
19日	木	:	:	:	:	
20日	金	9:00	15:00	5:00	:	
21日	土	9:00	15:00	5:00	:	
22日	日	:	:	:	:	
23日	月	:	:	:	:	
24日	火	9:00	15:00	5:00	:	
25日	水	9:00	15:00	5:00	:	
26日	木	:	:	:	:	
27日	金	9:00	15:00	5:00	:	
28日	土	9:00	15:00	5:00	:	
29日		:	:	:	:	
30日		:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
合計				80:	:	
出勤日数				16	日	

雇用者確認欄
(署名又は押印)




出勤簿 (R8年 3月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	日	:	:	:	:	
2日	月	9:00	15:00	5:00	:	
3日	火	:	:	:	:	
4日	水	9:00	15:00	5:00	:	
5日	木	:	:	:	:	
6日	金	9:00	15:00	5:00	:	
7日	土	9:00	15:00	5:00	:	
8日	日	:	:	:	:	
9日	月	9:00	15:00	5:00	:	
10日	火	:	:	:	:	
11日	水	9:00	15:00	5:00	:	
12日	木	:	:	:	:	
13日	金	9:00	15:00	5:00	:	
14日	土	9:00	15:00	5:00	:	
15日	日	:	:	:	:	
16日	月	9:00	15:00	5:00	:	
17日	火	:	:	:	:	
18日	水	9:00	15:00	5:00	:	
19日	木	:	:	:	:	
20日	金	:	:	:	:	
21日	土	9:00	15:00	5:00	:	
22日	日	:	:	:	:	
23日	月	9:00	15:00	5:00	:	
24日	火	:	:	:	:	
25日	水	9:00	15:00	5:00	:	
26日	木	:	:	:	:	
27日	金	9:00	15:00	5:00	:	
28日	土	9:00	15:00	5:00	:	
29日	日	:	:	:	:	
30日	月	9:00	15:00	5:00	:	
31日	火	:	:	:	:	
合計				80:	:	
出勤日数				16日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)



郵便はがき



お支払計算書 令和 5年 9月 5日

この度はご利用いただきましてありがとうございます。今回のご利用内容は、本状「お支払計算書」となります。

お客さま名 野里 文盛 様
 契約番号 [REDACTED]

ご利用日	ご利用店名	ご利用商品名	回数	ご利用額①	会費手数料
5/529	大阪ダイハツ販売	リース/ム-フッキャンパス	36	1734480	

取扱費用③	諸費用④
0	0
	⑤

お支払総額
 ①+②+③+④+⑤ 1734480 円
 お支払日 毎月27日

お 池田泉州銀行
 支 初芝支店
 払 普通預金 [REDACTED]
 内 ノサト フミモリ様名義の
 容 口座より、ご請求額を引落しさせていただきます。なお、お支
 払口座へのご入金、前日までをお願いいたします。

消費税のご案内

- ・1、2回払い（2回払いでも頭金を支払っている場合は除く）をご利用のお客さまへ・・・請求の分割払い手数料の欄に金額の記載がある場合は、その金額に消費税が含まれています。*融資ご利用の方は除かれます。
- ・リース（保証方式）をご利用のお客さまへ・・・毎月のご請求金額には、消費税が含まれています。

支払年月日	ご請求額	元金	利息	翌月繰越残高	支払年月日	ご請求額	元金	利息	翌月繰越残高
1 5/927	48180	48180	0	1686300	13 6/927	48180	48180	0	110814
2 5/1027	48180	48180	0	1638120	14 6/1028	48180	48180	0	105996
3 5/1127	48180	48180	0	1589940	15 6/1127	48180	48180	0	101178
4 5/1227	48180	48180	0	1541760	16 6/1227	48180	48180	0	96360
5 6/129	48180	48180	0	1493580	17 7/127	48180	48180	0	91542
6 6/227	48180	48180	0	1445400	18 7/227	48180	48180	0	86724
7 6/327	48180	48180	0	1397220	19 7/327	48180	48180	0	81906
8 6/430	48180	48180	0	1349040	20 7/428	48180	48180	0	77088
9 6/527	48180	48180	0	1300860	21 7/527	48180	48180	0	72270
10 6/627	48180	48180	0	1252680	22 7/627	48180	48180	0	67452
11 6/729	48180	48180	0	1204500	23 7/728	48180	48180	0	62634
12 6/827	48180	48180	0	1156320	24 7/827	48180	48180	0	57816

お支払期間が手続の都合により変更となる場合があります。この場合は、本状の記載と異なる場合があります。
 *お引き落とし金額のご請求は、本状に記載の通り毎月1回（1日）にさせていただきます。

（※裏面もごさいますので、必ずご確認ください。）

自由民主党堺市議会議員団 行政視察報告書

令和8年1月19日（月）沖縄県宮古島市

令和8年1月20日（火）沖縄県石垣市

野里 文盛

沖縄県宮古島市

○視察内容

「宮古島市における地下シェルターの整備状況について」

「宮古島市総合体育館（現地視察）」

担当職員



宮古島市役所 建設部 建築課



課長

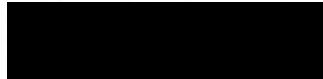


〒 906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 1140
E-mail: [Redacted]
TEL:(0980)79-9671 FAX:(0980)73-1081



宮古島市議会事務局

議事係長



〒906-8501
沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地
TEL 0980-72-3762
FAX 0980-73-0944
E-mail: [Redacted]



沖縄県宮古島市議会事務局

次長補佐



〒 906-8501
沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地
TEL : 0980-72-3762
FAX : 0980-73-0944
e-mail : [Redacted]



1. 視察の目的

本視察は、南西地域における武力攻撃事態を想定した住民保護体制の整備状況を把握し、「特定臨時避難施設（地下シェルター）」の計画・構造・運用の実態を確認するとともに、本市の国民保護計画及び危機管理政策の高度化に資することを目的として実施した。

2. 事業の位置づけと整備経緯

本施設は総合体育館整備事業と一体で整備される複合型施設である。

- 令和2年度：基本構想
- 令和3年度：基本計画
- 令和4年度：設計着手
- 令和6～7年度：旧総合体育館解体
- 令和8～10年度：新総合体育館整備

単独シェルターではなく、「平時は体育施設、有事は避難施設」として活用する設計である。

3. 施設概要（資料3頁）

- 地上2階・地下1階（RC造一部S造）
- 延床面積：約16,500㎡
- 総事業費：約40億円
- 特定財源比率：約90%

地下部分は「特定臨時避難施設」として整備される計画である。

4. 地下避難施設の技術基準

「特定臨時避難施設の技術ガイドライン（概要）」に基づき整備。

(1) 想定事態

以下4種類の攻撃を想定：

- 着上陸侵攻
- ゲリラ攻撃
- 弾道ミサイル攻撃
- 航空攻撃

これらに伴う爆風圧、破片衝撃、熱作用等を考慮した設計となっている。

5. 構造計画

(1) 構造体

- 外壁：厚さ 30cm 以上の鉄筋コンクリート
- 内壁：20cm 以上
- 爆風対策を考慮した構造設計

(2) 出入口

- 2 方向避難確保
- 爆風の直接作用を回避する配置

6. 設備計画

- 非常用発電設備
- 換気設備（フィルター対応）
- 給水・排水設備
- 備蓄倉庫（飲料水・食料）
- トイレ（収容人数対応）
- 通信設備

一定期間の滞在を前提とした機能整備である。

7. 令和6年6月追加要点

追加内容として、

- 出入口の自動車対策強化
- 平時駐車場利用時との転換設計
- 空調排気対策
- 入場動線混雑防止計画

が示されている。平時利用（駐車場等）から有事転用への現実的設計が強化された。

8. 政策的評価

① 平時活用との統合設計

体育館＋地下避難施設という複合化により、投資の正当性と稼働率を確保。

② 国主導の制度設計

特定財源約 90% という高い国費割合は、地方単独では困難な整備を可能にしている。

③ 技術基準の明確化

ガイドラインに基づく標準化により、性能担保と全国展開可能性を確保。

●所感

1. 危機想定「現実化」に対する率直な受け止め

宮古島市の整備は、抽象的な安全保障論ではなく、具体的な攻撃類型（弾道ミサイル、ゲリラ、航空攻撃等）を前提に設計を進めている。これは単なる危機意識の高まりではなく、国家レベルの国民保護政策が地方の都市計画へ直接組み込まれている事例である。

堺市としても、「起きるか否か」ではなく「起きた場合の行政責任をどう果たすか」という視点で議論を深める必要がある。

2. 平時活用との統合設計という合理性

宮古島市は体育館・駐車場との複合設計により、平時活用を前提とした投資設計を行っている。これは財政規模の大きい堺市においても極めて重要な示唆である。

単独シェルター整備ではなく、

- 地下駐車場
- 大規模公共施設
- 再整備予定地

と組み合わせた多用途設計こそ、都市部型モデルといえる。

3. 財源構造の重要性

約90%が特定財源という点は、地方単独整備の難しさを明確にしている。

堺市市議会としては、

- 国民保護法制の動向
- 防衛関連補助制度
- 他政令市の動き

を注視し、単独判断ではなく制度設計と連動した議論を行う必要がある。

4. 堺市における現実的検討論点

堺市は人口約 82 万人の政令指定都市であり、南西諸島とは地政学的条件が異なる。

しかしながら、

- 弾道ミサイル事案
- 大規模テロ
- 複合型災害（南海トラフ地震＋社会混乱）

といったシナリオは排除できない。

よって検討論点は次の通りである

- ① 既存地下施設の遮蔽性能調査
- ② 指定避難施設との機能差整理
- ③ 国民保護計画の実効性検証
- ④ 市民説明戦略の構築

5. 議会としての姿勢

市議会としては、

- 不安を煽る議論ではなく
- 想定を可視化し
- 必要な備えを冷静に積み上げる

ことが責務である。

本視察は、「危機管理を先送りしない自治体」の姿を示していた。

6. 総括的所感

宮古島市は、

国家安全保障と地方自治の接点に立つ最前線の事例である。

堺市は地理的状況が異なるものの、

政令指定都市としての都市防災モデルをどう構築するかという課題に直面している。

今回の視察は、

- 制度活用力
- 技術基準の具体性
- 平時統合型設計
- 合意形成の重要性

を学ぶ機会となった。

出張報告書にかかる領収書等の整理番号

12-11 1-7 1-8 1-9 1-10

沖縄県石垣市

○視察内容

「石垣市国民保護計画(避難計画)及び避難シェルターについて」

「シェルター整備予定地（現地視察）」

担当職員



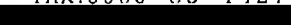
石垣市役所

総務部 防災危機管理課

課長



〒907-8501 沖縄県石垣市真栄里672番地
TEL:0980-87-5533
FAX:0980-83-1427

E-mail: 
housai@city.ishigaki.lg.jp

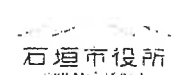
石垣市 建設部
都市建設課 建設係

係長



〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里672番地
TEL:0980-83-4207 FAX:0980-83-9197

Mail:  (個人)
token-s@city.ishigaki.lg.jp (代表)




議会事務局

議事調査係

係長



〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里672番地
TEL:(0980)82-4054 Fax:(0980)82-1570
E-mail: 

1. 視察の目的

本視察は、武力攻撃事態を想定した住民避難の実効性を確認するため、石垣市が策定する「避難実施要領（案）」および島内・島外輸送計画の具体的運用設計を把握し、都市型自治体における危機管理政策の在り方を検討することを目的として実施した。

2. 避難実施要領の基本方針

- 国の指示に基づき避難開始
- 市が確保した航空機・船舶により九州方面へ退避
- 要配慮者優先避難

という明確な原則が整理されている。

石垣市の最大の特徴は、

「長期滞在型防護」ではなく「広域移送型退避」モデルである点である。

3. 避難対象者・規模

- 石垣市人口：約 49,821 人
- 要配慮者：約 5,093 人
- 1日当たり輸送能力：約 10,485 名

という数値設計が示されている。

避難単位は原則「小学校区単位」であり、地域コミュニティ単位での集結を基本としている。

4. 輸送計画の全体像

「島外輸送計画の全体イメージ」が示されている。

輸送能力（1日あたり）

- 航空輸送：約 10,950 名
- 船舶輸送：約 420 名

複数日の継続輸送を前提として全住民退避を計画。

5. JHTC（住民避難登録センター）の設置

中央運動公園屋内練習場に設置されるJHTC（住民避難登録センター）の運用方法が詳細に示されている。

機能：

- 住民確認・QR登録
- チェックイン手続き
- 体調確認
- 誘導導線の分離

実際の体育館内レイアウト図には、登録列、待機列、医療確認動線まで具体的に設計されている。

これは「理念」ではなく「実装レベル」の計画である。

6. 要配慮者避難計画

- 要配慮者数：5,093人
- 一般客船：4,750人
- 船舶：621人
- ヘリ：61人

医療連携

- 県立八重山病院と連携
- 事前トリアージ
- 救急搬送優先

在宅 → 医療機関 → JHTC → 港・空港という詳細フローが整理されている。

7. 港湾動線計画

- 候補岸壁抽出
- 車両導線
- 救急搬送導線
- 国際埠頭との区分

まで具体化されている。

- 救急車搬送ルート
- 避難者乗船導線
- 自衛隊との連携

が図示されている。

8. 政策的評価

① 計画の具体度

避難ルート、登録方法、輸送能力、医療連携まで具体化されている点は極めて高い実効性を持つ。

② データ設計

人口規模・要配慮者数・輸送能力が明確に数値化されている。

③ 運用主体の明確化

市・県・医療機関・自衛隊等の役割分担が整理されている。

9. 都市部自治体への示唆

石垣市モデルは、

- ・ 物理的防護ではなく
- ・ 組織的移送能力の最大化

に重点を置いている。

これは、人口密集型都市での一時的退避設計にも応用可能である。

●所感

1. 「逃がし切る」設計思想への強い印象

石垣市の計画は、防護施設整備ではなく、住民を“どう動かし、どう島外へ退避させ切るか”という一点に焦点を当てた極めて実務的な設計であった。約49,821人の人口、要配慮者5,093人という具体的数値に基づき、1日あたり約10,485人の輸送能力を積み上げている。これは理念ではなく、実行能力から逆算した計画である。

2. JHTC という運用中枢の具体性

中央運動公園屋内練習場に設置される

JHTC（住民避難登録センター）のレイアウト図は、

- ・ QR登録
- ・ 待機動線の分離
- ・ 医療確認ゾーン
- ・ 移送区画の区分

まで具体化されている。

避難は「場所」より「動線と情報管理」で決まるという現実である。

3. 要配慮者対策の徹底

- 県立八重山病院との事前連携
- トリアージ
- 搬送ルートの固定化
- ヘリ輸送計画

まで明示されている。

特に印象的なのは、医療を避難計画の中心に据えている点である。

堺市は高度医療機関が集積する都市であるが、逆に言えば広域搬送時の医療負荷は極めて大きい。

石垣市のように、「避難＝医療統合設計」という視点は重要な示唆である。

4. 堺市との構造的差異

石垣市は約5万人規模、島嶼自治体である。堺市は約82万人を擁する政令指定都市である。同じモデルの単純適用は不可能である。

しかしながら、

- ・地区単位での集結
- ・登録拠点の事前設計
- ・優先順位付け
- ・輸送キャパの数値化

という方法論は都市型避難にも転用可能である。

5. 議会としての責務

視察を通じて明確に感じたのは、

危機は「計画が抽象的な自治体」において現実化するという事実である。

堺市議会としては、

- ① 本市国民保護計画の実効性点検
- ② 大規模避難時の登録拠点候補整理
- ③ 医療・警察・消防との情報共有訓練強化
- ④ 住民への理解醸成

を段階的に進める責任がある。

6. 総括所感

石垣市の計画は、住民保護を「工程管理」として設計している点に最大の学びがあった。

避難は精神論ではなく、

- ・時間軸管理
- ・人数管理
- ・導線管理
- ・医療管理

の総合マネジメントである。

堺市議会としては、都市型危機管理モデルを再構築する契機とすべきである。

